

## 群馬県における新生児救急医療システムの問題点

小 泉 武 宣

**要約：**群馬県で出生した極小未熟児の96%は人工換気のできる施設に収容されており、それらの施設の保育成績も全国の主要648施設の成績に比し遜色のないものであった。しかし、4人(3.7%)が1次医療機関で死亡していたことおよび県内のセンターである県立小児医療センター NICU 収容児でも超未熟児の分娩立ち会いが充分行えていないことがわかった。

群馬県においては自然発生的な新生児地域医療システムであるので、医師会および地方自治体の協力を得て、新生児救急医療システムおよび周産期センターを確立することが望まれる。

### 研 究 方 法

1) 昭和61年から昭和63年の3年間に群馬県立小児医療センター NICU に入院した超未熟児の実態調査。

2) 群馬県下の2次および3次新生児医療機関への極小未熟児の流れについて、12施設と12保健所の付き合わせ調査(極小未熟児の全国調査のある昭和60年)、につき検討した。

### 結 果

1) 群馬県立小児医療センター NICU への超未熟児の入院数は昭和61年、62年、63年とそれぞれ、12人、13人、11人計36人で月平均1人の割であった。1人を除き全て生後数時間以内の入院であったが、分娩に間に合い立ち会い分娩となったものは6人のみであった。早期新生児死亡数は5人であり、全死亡数は12人であった。また、神経学的後遺症は5人に認められた。

2) 表1は群馬県における極小未熟児の実態を示す。保健所による極小未熟児の出生数は114

人であり、県外出生数が5人であったため、県内出生は109人となる。一方、県内の2次および3次新生児医療機関における収容数は113人であり、他県者数の8人を引くと105人を収容したこととなる。調査の結果、県内で出生し2次および3次新生児医療機関に収容されずに死亡したものが4人(3.7%)おり生後数時間以内に死亡していた。表2は群馬県における極小未熟児の死亡率を石塚による全国主要648施

表1 群馬県における極小未熟児の実態(昭和60年)

群馬県の人口	1,921,259 人
出生数	22,915 人
極小未熟児出生数	114 人
(在胎週数	29.5±3.7 週)
(出生体重	1,120±243 g)
県外出生数	5 人
2次および3次新生児医療機関 における極小未熟児収容数	113 人
(在胎週数	29.6±3.6 週)
(出生体重	1,128±241 g)
他県者数	8 人

表 2 群馬県における極小未熟児の死亡率(昭和60年)

	全国調査 (石塚による648施設)
○極小未熟児	
新生児死亡 24/114 (21%)	21%
全死亡 34/114 (30%)	
○超未熟児	
新生児死亡 11/36 (31%)	41%
全死亡 17/36 (47%)	
○新生児死亡 80	

表 4 2次および3次新生児医療機関に収容された極小未熟児 113名の内訳(昭和60年)

●性別 男	58名
女	55名
●在胎週数(mean±SD)	29.6±3.6週
●出生体重(mean±SD)	1,128±241g
●酸素投与	97名(86%)
●人工換気	75名(66%)
●新生児死亡	21名(19%)
●全死亡	30名(27%)
●院内出生	54名(48%)

表 3 2次および3次新生児医療機関における極小未熟児の保育成績(昭和60年)

	医療機関	症例数	新生児死亡数	全死亡数
1	A病院	36人	4(11%)	7(19%)
2	B病院	18人	4(22%)	7(39%)
3	C病院	13人	1(8%)	1(8%)
4	D病院	11人	1(9%)	1(9%)
5	E病院	7人	1(14%)	2(29%)
6	F病院	6人	2(33%)	3(50%)
7	G病院	6人	3(50%)	3(50%)
8	H病院	5人	2(40%)	2(40%)
9	I病院	5人	3(60%)	3(60%)
10	J病院	4人	0	1(25%)
11	K病院	1人	0	0
12	L病院	1人	0	0

設の成績と対比したものである。表 3 は12の県内の2次および3次新生児医療機関における極小未熟児の保育成績であり、表 4 はそれらの児の内訳である。酸素療法は86%、人工換気

療法は66%に行われていた。

## 考 察

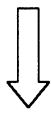
県内の2次および3次新生児医療機関に収容された極小未熟児113人の保育成績は、超未熟児の新生児死亡率31%、極小未熟児の新生児死亡率21%であった。これは石塚による全国主要648施設による統計、超未熟児の新生児死亡率41%、極小未熟児の新生児死亡率21%に比し遜色の無いものであった。

しかし極小未熟児で出生し2次および3次新生児医療機関まで収容されず死亡したものが4人(3.7%)みられたことおよび県立小児医療センターのNICU収容児でも超未熟児の分娩立ち会いが充分行えていないことが明らかとなった。

群馬県においては自然発生的な新生児地域医療システムであるので、医師会および地方自治体の協力を得て新生児救急医療システムおよび周産期センターを確立することが重要である。



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:群馬県で出生した極小未熟児の 96%は人工換気のできる施設に収容されており,それらの施設の保育成績も全国の主要 648 施設の成績に比し遜色のないものであった。しかし,4 人(3.7%)が 1 次医療機関で死亡していたことおよび県内のセンターである県立小児医療センター NICU 収容児でも超未熟児の分娩立ち会いが充分行えていないことがわかった。

群馬県においては自然発生的な新生児地域医療システムであるので,医師会および地方自治体の協力を得て,新生児救急医療システムおよび周産期センターを確立することが望まれる。